



利用者さまがいつも中心にー

外旭川訪問看護ステーション

Q：どのようなお仕事をしていますか？

A：利用者さまのお宅に「訪問」して「看護」をするのが仕事です。看護師の仕事というと注射などの医療的ケアをイメージされると思いますが、在宅医療を維持するために日常生活の支援や自立への支援、家族支援など、医師や薬剤師、理学療法士、作業療法士、ホームヘルパー、ケアマネジャーなどと情報を共有し、利用者さまがご自宅で生活できるように連携を図り支援をしています。

Q：訪問看護の利用方法を教えてください

A：訪問看護サービスを利用するためには、「医師の指示書」が必要です。介護保険の場合、「医師の指示書」のほか、「ケアプラン」に訪問看護を組み込まなければなりません。介護保険と医療保険それぞれの利用方法については右図のようになります。

Q：利用時間について教えてください

A：365日(午前9時～午後5時)対応します。上記営業時間外であっても24時間体制で電話対応をしております。

Q：どのような専門職の方が訪問していますか？

A：現在、看護師、理学療法士がサービスの提供をさせていただいています。また看護師の中には、認定看護師もあり、訪問看護師のスペシャリストが利用者さまの生活に寄り添いケアさせていただきます。



多職種が情報交換・連携を図り、利用者さまにとって一番のサービスを探ります。

訪問看護ステーションとは

住み慣れた地域やご家庭で日常生活を送れるよう、専門家（看護師・理学療法士・作業療法士）がご自宅へお伺いし、看護ケア、リハビリテーションを行います。主治医の指示のもと、医療処置、認知症状の看護、日常生活動作の訓練、運動療法、ご家族支援などを行います。

介護保険の場合

- ① 担当のケアマネジャーに訪問看護の要望を伝え、ご相談ください。
- ② 要望を組み入れたケアプランを作成します。
- ③ 主治医に指示書を依頼し、発行を受けます。
- ④ 利用者さま・ご家族さまの同意・契約の下、訪問看護の提供を開始します。

医療保険の場合

- ① 主治医が心身状態から訪問看護の必要性を判断します。
- ② 主治医が指示書を発行します。
- ③ 利用者さま・ご家族さまの同意・契約の下、訪問看護の提供を開始します。

お問い合わせ・ご相談

外旭川訪問看護ステーション



秋田市外旭川字中谷地46
外旭川サテライトクリニック2F
☎018-868-5718
(年中無休 9:00~17:00)

★外旭川訪問看護ステーションは、利用者さまご本人がどのように生活したいのかをお聞きし、その気持ちに寄り添います。利用者さまをいつも中心に考えたよりよいサポートは何かを探り、多職種と連携し、ご提案させていただきます。まずはお気軽にご相談ください。